

令和6年第10回定例会

江東区教育委員会会議録

令和6年10月25日（金）

江東区教育委員会

令和6年第10回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年10月25日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和6年10月25日（金）午前10時39分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、
安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、
梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、
瀧澤庶務課長、西尾学校施設課長（整備担当課長兼務）、
佐久間学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、
吉木江東図書館長

6 議題

日程第1 1 教育長職務代理者の指名について

7 報告事項

- （1）令和6年第3回区議会定例会（教育委員会関係）について
- （2）令和6年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について
- （3）令和6年度校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況について
- （4）令和6年度「全国学力・学習状況調査」の江東区の状況について
- （5）いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生について
- （6）令和7年度江東区きつずクラブB登録児童募集について

9 審議概要

本 多 教 育 長 おはようございます。ただいまより令和6年第10回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨、1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

これより、審議に入ります。

日程第1 教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長が指名することとなっております。現在は、本田委員を教育長職務代理者と指名しておりますが、令和6年10月30日をもって、その任期が終了いたします。

そのため、新たに令和6年10月31日からの教育長職務代理者につきましては、安部委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、安部委員より御挨拶をお願いしたいと思います。

安 部 委 員 このたび教育委員会の重要な職責であります、教育長職務代理者に就任させていただくこととなりました。教育長を補佐し、教育諸課題の解決に向け、引き続き貢献できるよう、全うしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。以上で本件を終了いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和6年第3回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、令和6年第3回区議会定例会の教育委員会関係について御報告いたします。

資料1を御覧願います。令和6年第3回定例会は、9月19日及び20日の本会議で7名の代表質問、7名の通告による質問が行われ、全体で45本の質問がございました。このうち、教育関連では資料に記載のとおり、2名の方から質問がございましたが、質問と答弁の概要は資料記載のとおりでございますので、ここでは簡潔に御報告させていただきます。

まず、1人目、立憲民主党の高野はやと議員は代表質問で、体験格差についてとして、7点の質問がありました。体験格差に対する区の認識、体験格差の解消に対する区の放課後や土日体験の取組、時間的な制約から生じる体験格差、障害のある子どもや外国人の子ども等、体験へアクセスできない子どもたちへの取組、情報格差により情報を取得できない人への周知、子どもへの体験を提供する団体への支援や担い手を創出する取組、公共施設の補助を取得できない人への周知といった内容でした。

これらの質問に対し、育った環境等で夢や目標を諦めたり、体験できなかったりすることはあってはならず、公教育において全ての子どもたちが豊かな体験ができるように充実に努めていくこと。本区では、子ども計画策定に係る調査の中で、保護者に対して子どもの体験状況について調査し、内容を把握していること。放課後や土日等には、児童館やき

っずクラブ、図書館、こどもプラザ等で無料、もしくは低額で様々な体験プログラムを実施していること。ヤングケアラーなど、時間的な制約があるこどもたちへの支援として、介護保険サービスにつなぐなど、負担軽減を図っていること。障害のあるお子さんへの体験機会の創出、外国人のお子さんへの言語支援、情報の周知方法の検討や担い手の創出、福祉施設のこども料金区分の拡充等の取組について答弁いたしました。

2人目の自民参政無所属クラブの釧先美彦議員は通告質問で、地域からの学校支援についてとして、3点の質問がありました。PTA組織への支援、協力、学校評議員会の役割、青少年委員とコーディネーターの活動についてといった内容でした。

これらの質問に対し、PTAを取り巻く環境が転換期を迎えている中、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える仕組みが必要であり、区としては、引き続きPTA連合会を通じた支援やPTAを含めた持続可能な地域学校協働活動を推進していくこと。学校評議員会については、今後コミュニティースクールの導入を契機に、学校運営協議会に移行していく中で、様々な役割について議論していくこと。青少年委員の様々な活動の紹介と、今後、コミュニティースクールの導入校を拡大し、コーディネーターの育成をはじめ、地域活動を活性化させていく旨の答弁いたしました。

一般質問につきましては、以上でございます。

次に、特別委員会について御報告いたします。

4ページをお開き願います。

9月25日に一般会計補正予算第3号を審査する令和6年度予算審査特別委員会が開催されました。補正予算につきましては、9月18日の教育委員会臨時会におきまして御可決いただいた、学校施設建設費に係る2件の減額補正を提出いたしました。小名木川小学校改築事業及び深川第6中学校大規模改修事業において、建設工事の入札不調に伴い、着手時期及びスケジュールを見直す必要が生じたため、工期を延伸したための補正減であります。

予算審査特別委員会の質疑については、4ページに記載のとおり、総括質疑、教育費で各会派2名から、学校改築・改修工事の工期等の見直しについての質疑があり、教育委員会の担当部課長が答弁いたしました。

また、9月26日から10月3日まで、令和5年度決算を審査する令和5年度決算審査特別委員会が開催されました。5年度決算につきましては、5ページに記載のとおり、総括質疑で各会派4名から教育推進プラン改定に向けた教育委員会の見解、適応指導教室について、中学校教科書採択について等の質問があり、教育長及び次長が答弁いたしました。

また、6ページに記載の10月2日、3日の教育費では、各会派11名から特別支援教育、日本語教室、スクールソーシャルワーカー、学校プールの管理運営、区立幼稚園についての質疑があり、教育委員会の担

当課長が答弁いたしました。

次に、１０月１０日の文教委員会につきまして、御報告します。７ページをお開き願います。

議題は記載の２３件です。議題１、議案第８９号、議題２、議案第１０５号、議題３、議案第１０６号の３点は、９月２日の教育委員会定例会で審議の上、決定いただいたもので、全員一致で可決されました。

次に、議題４から２３が陳情でございますが、いずれも前回委員会に同一趣旨、もしくは同様の趣旨が含まれた陳情が出されていたものです。

主なものを御説明いたします。議題２１、６陳情第４４号、江東区立元加賀幼稚園の今後の在り方に関する陳情で、趣旨の３点目、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する基本方針、素案を見直すことについて。区としては、これまで教育委員会や文教委員会へ順次説明するとともに、保護者や地元への説明、パブリックコメントを実施し、意見を反映した改訂版に基づき、園児募集を開始していることから、見直すことが難しい旨の説明を行い、継続審査となっております。

議題につきましては、以上でございます。

次に、２の報告事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。教育委員会定例会及び臨時会におきまして、御報告いたしました案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和６年第３回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長

本件について、御質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項２ 令和６年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長

それでは、資料２をお願いいたします。令和６年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について御説明をいたします。

地方公務員の給与につきましては、民間準拠を基本としており、特別区においても、特別区人事委員会が毎年民間給与実態調査を行って、公民格差を算出し、職員の給与について勧告をしております。今般１０月９日に特別区人事委員会から勧告がなされましたので、御報告いたします。

今回の勧告のポイントですけれども、資料上段、枠囲みの中に記載のとおりですが、大きく２点ございます。

１点が月例給特別給とも引上げとなったこと。また、２点目が扶養手当の見直しでございます。初めに月例給は、公民較差が１万１,０２９円、２.８９％あり、これを解消するため、初任給、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引き上げ、それと、特別給については、年間支給月数を現行の４.６５月から４.８５月へ、

0.2月引き上げという勧告になっております。なお、特別給の引き上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分をされます。この勧告どおり給与改定が実施されますと、職員の平均年間給与は約26万7,000円の増となります。

2点目の扶養手当でございますが、配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる勧告がなされております。

2ページをお願いいたします。中段Ⅱ、公民較差に基づく給与改定、以下が具体的な改定の内容となっております。

1、給料表（1）行政職給料表（一）は、事務職員等の給料表でございますが、初任給がⅠ類、いわゆる大卒相当が19万6,200円から22万円に、Ⅲ類、いわゆる高卒相当は15万8,100円から18万2,000円に改定されます。また、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額が引き上がります。その他の給料表につきましては、行政職（一）に準じた改定としております。

また、特別給の0.2月分の引き上げにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するということとされております。

続いて、3ページ中段、Ⅲ、扶養手当についてをお願いいたします。こちら、扶養手当でございますが、国における見直しを踏まえ、また、民間企業や特別職員の給与実態などを勘案し、見直しを図ります。1の改定内容のとおり、配偶者等に係る手当を廃止、子について、現行の9,000円から1万500円に引き上げます。

実施時期は令和7年4月から実施することとされております。

なお、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、令和7年度から令和9年度にかけて、段階的に実施することとされております。給与改定ですが、この後、特別区長会で勧告の実施について決定し、職員団体との交渉妥結後、各区で条例改正を行うこととなります。この実施内容に沿った条例改正について、本教育委員会で御審議をいただく予定でございます。

なお、次ページ以降につきましては、人事給与制度等に関する人事委員会からの意見が記載されておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。基本的なことで申し訳ないんですけど、特別区というのは、要するに江東区が特別区だからということで理解しているんですけど、この内容って別に教育委員会だけにとどまらないお

話だと思ってよろしいでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶 務 課 長 そうですね。こちらの職員全体のものに関わる報告、勧告になってございます。

教育委員会でございますと、幼稚園教育職員が、こちらの特別区の給料表の適用になっていきますので、幼稚園教諭につきましても、先ほど御説明いたしました、事務職員、行政職給料表（一）と準じた形で上げという形で勧告が出ております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 3 令和 6 年度、校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況についてを説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和 6 年度校園長・幼稚園副園長・教育管理職選考受験の状況について報告いたします。

資料 3 を御覧ください。

初めに幼稚園です。本年度は園長選考受験者が 1 名おりました。その 1 名は合格しております。副園長選考につきましても、2 次選考受験者が 2 名おり、最終合格発表は令和 7 年の 2 月を予定しております。

次に、小学校です。校長選考の受験者が 29 名、そのうち 12 名が 1 次選考を合格しました。現在、2 次選考の面接が終了したところです。また、主に指導主事となる A 選考の受験者が 6 名、主に副校長となる B 選考の受験者が 10 名おります。年齢 50 歳以上が対象で、翌年度承認となる C 選考につきましても、受験者が 1 名となっております。

次に、中学校です。校長選考の受験者が 2 名、そのうち 2 名とも 1 次選考を合格し、小学校同様、2 次選考の面接が終了したところです。中学校では A 選考の受験者が 1 名、B 選考受験者が 8 名、C 選考の受験者が 2 名おります。

今後も校園長会と連携しながら、管理職選考の受験者の確保に努めてまいります。なお、小中学校の最終的な合格発表は 11 月末を予定しております。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑を願います。

安部委員。

安 部 委 員 説明ありがとうございます。A選考は指導主事さんとかになるためのものということで、表を見ると、一般と推薦があると思うんですが、ほぼことごとく一般は0人というか、応募が少ないんだなという感じなんですけど、その辺はどういった背景が考えられますでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 資料3の下段に、推薦と一般の内容の差が書かれているんですけども、推薦を受けますと、実際に指導室に何日間か行政研修という形で、教育実習のような形で体験活動ができます。そういったものも、受験者は体験してみたいという思いがあり、推薦区分で申し込んでいる状況があるかなと認識しております。

以上です。

本 多 教 育 長 もう少し加えて言うと、推薦区分になるには、業績評価も関わってきたりとか、そういった部分もありますので、推薦区分に満たないので一般で受験したいという方も中にはいらっしゃいますし、今、指導室長が言ったように、いや、そういった研修を受けたくないの、一般で受けたいということもあるかなと思います。

ただ、そこに書いてあるように、推薦区分で受けたほうがメリットはあるというところですよ。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後、2次選考の結果等も出ましたら報告をする形になるかと思います。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和6年度全国学力・学習状況調査の江東区の状況についてを説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和6年度全国学力・学習状況調査の江東区の状況について御報告をいたします。

資料4を御覧ください。

本調査は、小学校及び義務教育学校前期課程6年生と中学校3年生及び義務教育学校後期課程9年生を対象に、文部科学省が4月に実施しているものでございます。調査の構成としては、教科に関する調査を国語と算数、数学について行い、このほかに質問紙調査、いわゆるアンケート調査を行っております。

それでは、まず、小学校及び義務教育学校前期課程の状況についてでございます。資料中央のボックス5、教科に関する調査の結果の概要を御覧ください。教科に関する調査の正答率と、東京都の平均値を100

としたときの計算値を記載しており、令和5年度のものを含めた結果を掲載しております。

資料真ん中より上段の令和6年度の表を御覧ください。小学校は国語、算数ともに全国平均と都平均を上回っております。国語については、東京都平均100に対して104.3で、都平均よりも4.3ポイント高くなっております。算数については105.9で、東京都平均より5.9ポイント高くなっております。

次に、右上の6、江東区長期計画の指標との関連を御覧ください。長期計画における令和6年度の小学校の目標値は107ですが、今年度の数値は105.1で昨年度より上回っているものの、目標値まであと1.9となりました。また、本調査の質問紙調査による、自分にはよいところがあると思う児童の割合は、目標値の87%に対して、今年度の数値は83.3となっております。次の人の役に立つ人間になりたいと思う児童の割合については、目標値の96%に対して、今年度の数値は94.8%となっております。いずれも目標値は達成してないものの、昨年度を上回る結果となっております。

次に、7、児童質問紙調査の結果の概要を御覧ください。児童の回答の中から特徴的なものについて記載をいたしました。白丸の4点目、授業におけるICT機器の活用についてを御覧ください。5年生までに受けた授業で、PC、タブレットなどのICT機器をどの程度使用したかという質問に対して、肯定的な回答が70.6%となっております。国や都を大きく上回る結果となっており、本区のICTを活用した学習が充実していることが把握できます。

次に、右下8番、こうとう学びスタンダードネクスト・ステージとの関連を御覧ください。今回の児童へのアンケート調査の中で、主体的な学びや協働的な学びに関連する項目について取り上げました。2つの質問とも、児童が主体的に学習に取り組んでいるかを問うものですが、いずれも都の平均を上回る結果となっております。

恐れ入ります。続きまして、中学校・義務教育学校、後期課程の状況についてでございます。資料の裏面を御覧ください。

まず、中央の5、教科に関する調査の結果の概要についてです。令和6年度の結果は、国語については、都平均100に対して101.6で、都の平均よりも1.6ポイント高くなっております。数学については、都平均を100に対して、平均と同じ値となっております。

次に、右上の江東区長期計画の指標との関連を御覧ください。長期計画における令和6年度の中学校の目標値は105ですが、今年度の数値は100.8で、目標値まであと4.2となっております。また、自分にはよいところがあると思う生徒の割合は、目標値の80%に対して、今年度の数値は82.8%であり、昨年度よりも上回り、目標値を上回りました。人の役に立つ人間になりたいと思う生徒の割合については、目

標値の93％に対して93.4％となっており、昨年度に続き、目標値を上回りました。

次に、7、生徒質問紙調査の結果の概要を御覧ください。丸印の4点目、授業におけるICT機器の活用についてです。一、二年生のときに受けた授業で、PC、タブレットのICT機器をどの程度使用したかという質問に対して、肯定的な回答が国や都を下回る結果となっております。中学校においては、授業でのICT活用が課題となっております。

次に、右下8、こうとう学びスタンダードネクスト・ステージとの関連を御覧ください。こちらは生徒が主体的な学びや協働的な学びができているかを問う質問でございます。1点目の一、二年生のときに受けた授業で、課題の解決に向けた自分で考え、自分から取り組んでいましたかや、2点目の学級の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることはできますかについては、肯定的な回答が国や都を下回っており、今後は主体的、対話的で学びの視点での授業改善が課題となっております。

全国学力・学習状況調査につきましては、本区の数値をこれまでと比較し、御説明をさせていただきましたが、これらの結果はあくまでも本区の児童生徒の調査結果の平均としての結果であります。各学校には個人の結果、学校ごとの結果が返却されておりますので、各校でそれぞれの結果について分析し、一人一人の課題について、改善を図っていくことが重要であります。

本区といたしましても、改善点を明確にし、今後の授業改善、施策の展開につなげてまいります。なお、本調査は令和9年度よりオンライン化を予定しております。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件についてお願いします。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 授業によるICTの活用についてなんですけど、小学校のパーセンテージはすごくいいんですが、中学校は残念ながら東京都より低いと、こういう結果が出ましたけど、この辺はどのように評価されているんでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 こちら、4月時点でのアンケート調査ということもございまして、過去にはというような聞き方もありましたので、生徒によってはそういった捉えもあるのかなと思います。しかしながら、学校調査のほうでは、教員のほうは大変活用しているという捉えもありまして、差があります

ので、生徒たちがＩＣＴをしっかりと使っているという実感が持てるように、これからも促していきたいなと思っております。

以上です。

本 多 教 育 長 今のポイントなんですけど、これ細かく見ていくと、今回、回答しているのは中学校３年生の子たちなんです。この子たちは、令和６年度に中学校３年生ということは、令和３年度は６年生なんです。令和３年度に６年生だったということは、この子たちは６年生のときに端末を使い始めている子たちなんです。この子たちが、中１、中２について振り返っていること。

何が言いたいかというと、その前の調査とか、その前の調査は、中学に来て初めて端末を持った子たちが回答しているので、そういった部分での授業での端末の活用という部分でのこどもたちの印象というのは、ちょっと違うんじゃないかと思っているんです。そういった細かな分析が必要で、単純に比較はなかなかできない。ですが、先ほど指導室長からあったように、個別にいろいろな学校であったりとか、それぞれの先生方だったり細かく見て、各学校で授業改善、必要なことは行っていかなければなりません。

そこのところを積極的にしていく必要があるのかなと思っているので、各学校には細かな分析、目の前にいるこどもたちのことは先生方が一番よく知っているので、そこの中で、しっかり改善を図ってほしいという話をしているところです。以上です。

ほかいかがでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 質問というわけではないかもしれないんですが、今週、月水金と読売新聞の１面に、教育に関する指摘というか、記事が載ってまして、特に月曜日の記事は、世界の北欧のスウェーデンだったか、世界のこういう学力調査をした結果、ＩＣＴ機器を使うと学力が下がるという結果が出たことで、全部パソコンをやめてしまって紙に回帰するという、そういう記事だったんです。

日本は完全にパソコンにするとか完全に紙にするとかということじゃなくて、バランスを取りながらやっていると僕は思っているので、引き続きそうしていただきたいなという思いなんです。必要なものには使う、必要がないようなものを無理やりさせないというほうがいいのかなと思うんですけど、特に気になったのが、小学生は特に使っていると集中ができない。特にパソコンに関して、集中力が落ちがちというような記事もあったので、少し気になったんです。なので、この調査とは別になってしまうかもしれないんですけど、その辺、動向とかをよく把握しながら、見続けてもらいたいなという気持ちがあったりします。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。私もその記事は全部見まして、教育の世界でよくあるのは、揺り戻しというのがあって、右にかじを切ろうとすると左にかじを切ろうとするというのがよくあるんです。

安部委員おっしゃるように、今、江東区教育委員会でも、端末の良さと紙の良さというのは、両方うまく考えながらやっていこうというようにはやっています。ただ、アンケートに出ているようなことというのは、端末を使ったほうがいいのに使っていないというのであれば、使ったほうがいいだろうというところもあるので、その見極めが必要だろうなと思っています。

あの記事には、集中力のことも書いてありましたが、どれぐらいのこどもたちに聞いた記事なのかというのは分からないので、何とも言えないところはありますけれども、こどもたちの学習スタイルというのも実はあって、各学校の授業を見ていくと、実は、全員端末を使っているようで、使っていない子も中にいたりするときに、あの子は何で使っていないんですかと先生方に聞くと、いや、あの子は自分で端末よりこっちのほうが良いと思っているので、それでやっていますと、それを認めてくださっているクラスがあったりとかするので、そういったことも含めて、メリットデメリットを踏まえた上で先生方が活用する。こどもたちがメリットデメリットを踏まえた上で選択できる。そこが必要かなと思っていますので、安部委員おっしゃってくださったように、全体的な、世界的な傾向もしっかり見ながらというか、何が大事なのかというのを分析しながらやっていく必要があるかなと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

ここで、議事進行上の関係から順番を変更いたします。報告事項 6 令和 7 年度江東きつずクラブ B 登録児童募集について説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、報告事項 6 令和 7 年度江東きつずクラブ B 登録児童募集について、御説明いたします。

資料 6 をお願いいたします。

令和 7 年度江東きつずクラブ B 登録児童募集につきまして、例年同様、区報 1 1 月 1 1 日号での御案内を予定しておりまして、本件はその概要を御報告するものでございます。

まず、項番 1。令和 7 年 4 月 1 日入会に向けた集中募集期間でございますが、令和 6 年 1 2 月 2 日から 1 6 日までを集中募集期間といたします。

次に、2 の利用要件でございますが、1 点目として、区内に住所を有

すること。２点目として、小学校３年生以下の児童または特別支援学級や特別支援教室に在籍する４から６年生の児童であること。３点目として、保護者の就労などにより、放課後家庭で適切な保護を受けることができない児童であること、以上３点を満たす必要がございます。

次に、項番３、開設日、開設時間等ですが、小学校内、小学校外クラブともに、月曜から金曜は放課後から１８時までとし、学校休業日については、朝８時から１８時までとしております。また、保護者の就業状況により、１９時まで延長利用ができます。なお、学校外クラブの潮見と亀戸第三児童館につきましては、延長時間は実施をしてございません。

次に、項番４の費用についてでございますが、利用料は月額５，０００円となっております。１８時を超えて利用する場合は月額１，０００円の追加となります。おやつ代につきましては、月額１，５００円、傷害に対する保険料として年額５００円としております。

また、これらの経費につきましては、住民税非課税世帯などに対し、利用料免除のほか、間食費、保険料の助成もございます。また、きつずクラブを兄弟姉妹で利用する場合につきましては、年長のお子さんの利用料を５割減額する対応を取っております。

なお、項番２から４の内容につきましては、今年度と変更ございません。

次に、項番５、今後のスケジュールでございます。集中募集以降の二次募集、三次募集につきましては、資料記載の日程で進めてまいります。また、入会の申請に基づきまして、保護者の就労状況などを１２月中旬から審査をいたしまして、来年２月下旬以降、審査結果に基づく利用承認通知などの発送を行います。その後、各きつずクラブにおいて入会予定の保護者を対象に入会説明会を開催いたします。

最後に、参考といたしまして、Ａ登録の受け付け開始日を記載してございます。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑を願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。基本的に変更ないということで伺ったと思うんですけど、３番の江東きつずクラブの潮見と亀戸第三児童館は１９時まで延長できないという背景は何なのかというのを教えてほしいということと、あと費用なんですけど、これだけ物価が上がってしまっているのに維持させているというのは、どこかが泣いているのか、それとも、そういう価格内でおやつを頑張っているのか、どういう背景になるか教えてもらえますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 まず、1点目の潮見と亀戸第三児童館で延長実施をしていないということですが、こちらは、将来的に学校外クラブを学校内クラブに集約していくという中で、延長導入の検討に当たりまして、学校内クラブにおいて保留児童が生じている場合に、周囲の学校外クラブでも延長時間を導入したという経緯がございます。当該2施設につきましては、学校内クラブに保留児童が生じていなかったことから実施を見送ったという経緯でございます。

次に、おやつ代の関係についてでございます。こちら月額1,500円ということで、据置きですとやっておりますが、現場のほうからは、なかなか物価高騰によりまして、買えるものが少なくなっているということを聞いておりますが、様々な工夫によりまして、1,500円の中で何とか対応できていると聞いております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すいません。確認なんですけど、1点目のほうは、ニーズがないということですか。おやつ代のほうは、特段の補助はしないで頑張ってもらっているという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 まず、1点目の関係でございますが、基本的に学校内クラブを中心に御利用があるというところで、その中で保留児童は出ていないので、延長対応については、学校内でできているということでございます。

次に、おやつ代につきましては、特に区から別途補助ということとはしていないという状況でございます。

以上です。

本 多 教 育 長 要するに、延長が必要な子は、学校内で延長ができるところで対応していて、延長がなくても大丈夫な子たちはここにいるという理解ができると思います。

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

本田委員。

本 田 委 員 ほかの部署との関連になってくると思うんですけども、障害のあるお子さんの放課後の行き場に困っているという声を聞くんですが、そういうところは今後どうなっていくかというのはありますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 障害のあるお子様につきましては、きつずクラブの利用もございますが、障害の程度によっては放課後デイサービス等も併せて利用されている方がいるという状況でございます。

しかしながら、そちらのサービスのほうも、なかなか希望する、例えば週5日希望しても毎日とは利用できないというような状況もございまして、例えば放課後デイサービスが利用できない日はきつずクラブでというようなことで、合わせて利用されていることが多いということでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項5につきましては、調査継続中の事案に係る報告のため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項5は、秘密会といたします。

以上で傍聴案件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局の趣旨に従い、御提出願います。ありがとうございました。

それでは、報告事項5 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生についてを説明願います。

－ ※報告事項5：秘密会につき非開示 －

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

以上をもちまして、令和6年第10回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。